## 障がい者差別解消法を こ存知ですか

### 問合せ 福祉課 障がい福祉係 ☎773-6667

成28年4月に施行されました。 きる社会をつくることをめざし、 がいのある人もない人も、ともに生 ある人への差別をなくすことで、 障がい者差別解消法は、 障がい 平  $\dot{o}$ 

民間企業など

禁止

努力義務

# 対象となる人は

「不当な差別的取扱い」と

「合理的配慮の提供」

国の行政機関・ 地方公共団体 など

禁止

法的義務

受けている人です。 がいや社会の中にある障壁によって ほか心身の機能に障がいがあり、障 障がい (発達障がいを含む)、その 日常生活や社会生活に相当な制限を 障がい者手帳を持つ人だけではな 身体障がい、 知的障がい、

# 「合理的配慮の提供 「不当な差別的取扱いの禁止」と

配慮の提供」を求めています。 差別的取扱い」を禁止し、「合理的 障がい者差別解消法では「不当な

# 「不当な差別的取扱い」とは

ような行為です。 したり、制限したり、 う理由だけでサービスの提供を拒否 正当な理由なく障がいがあるとい 条件を付ける

「障がいがある」という理由だけ でスポーツクラブに入れてもらえ アパートを貸してもらえな

どを使う

いなど

※福祉課窓口ではタブレット端末を

設置しています。ご活用ください

利用しているという理由で断られ お店に入ろうとしたら、 た 車 11 すを

# ご協力ください 高齢者世帯の訪問調査

I

#### 問合せ 福祉課 高齢福祉係 **☎**773-6667

世帯状況調査に伺います。 児童委員が65歳以上の高齢者などの して生活できるように、民生委員 ひとり暮らしの高齢者などが安心

#### 対象世帯 実施時期 5月中旬~6月

- ・ひとり暮らしの世
- 高齢者のみの世帯

不当な

差別的

取扱い

合理的

配慮

- 高齢者と15歳未満のみの世
- 重度障がい者のみの世帯

防サービスの利用案内などに活用し 調査結果は、 見守り活動や介護予

# 合理的配慮」

担が重すぎない範囲で対応する配慮 る」との意思が伝えられた時に、負 ために何らかの対応を必要としてい のことです。 「社会の中にある障壁を取り除く 合理的配慮は、障がいのある人 か

#### (具体例)

意思を伝えあうために、 段差があり進めない場合、 車いす利用者が、 などのカード、 のスロープなどを使って補助する 建物の入り口 可動式

の日」、12日~18日は「活動強化週間

5月12日は「民生委員・児童委員

タブレット端末な 絵や写真 です。 化する期間としています。 理解を深め、 成29年度に民生委員制 民生委員・児童委員に対する 自主的な活動を充実強

> 活動を展開します。 おいては、関係団体が積極的なPR み出しました。「活動強化週間」 の100年に向けて新たな一歩を踏 1 0 周年を迎え、 平成30年度は次

ください。 ジ色(六日町・塩沢地域)や黄色(大 解を深めていただくために、 周知活動を計画しています。 存在と活動について、 れまで以上に民生委員・児童委員 活動を実施します。気軽にお声かけ 和地域)のブルゾンを着用してPR 民生委員児童委員協議会では、 地域住民に理 オレン

ださい。 を解決するお手伝いをします。 立場に立って、心配ごとや困りごと は必ず守ります。安心してご相談く 民生委員・児童委員は、 相談者



5月12日は「民生委員・児童委員の日」

(問合せ)

福祉課 高齢福祉係

**☎**773−6667

八色の森市民まつりでの 活動を終えて

10・11ページに掲載※民生委員・児童委員 0 名簿 を

度創 設